登別市建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 建築主が講ずべき措置(第2条-第6条)

第3章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等(第7条-第21条)

第4章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等(第22条-第30条)

第5章 その他(第31条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年 法律第53号。以下「法」という。)に規定される建築物に係る措置等に関して、 登別市長(以下「市長」という。)が行う事務を合理的かつ効率的に行うために必 要な事項を定める。

第2章 建築主が講ずべき措置

第1節 特定建築物の建築主の基準適合義務等

(適合基準)

第2条 この章における建築物エネルギー消費性能確保計画及び建築物のエネルギー 消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画は、法第2条第1項第3号に規定 する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとする。

(判定の実施)

第3条 適合性の判定申請を行おうとする建築主は、登別市建築主事(以下「市建築主事」という。)に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認申請書又は法第18条第2項の規定に基づく計画通知を提出する場合、法第15条に定められた登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録省エネ判定機関」という。)に建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、法第12条第3項に規定する「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第2項の規定により読み替えて適用される同法第12条第3項の規定による適合判定通知書(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則様式(以下「規則様式」という。)

7)」の交付を受け、当該適合判定通知書若しくはその写しを市建築主事あて提出するものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

- 第4条 適合性の判定申請を行った建築主(以下次項において「建築主」という。)は、市建築主事から建築基準法第7条第5項又は同法第18条第18項の規定による検査済証の交付を受けようとする場合、前条の計画の変更が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「法施行規則」という。)第3条の軽微な変更に該当していることを説明する書面「建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書(以下次項において「軽微変更該当説明書」という。)(別記様式第1号)」を市建築主事あて完了検査申請書に添付して提出するものとする。
- 2 建築主は、前項の場合において、計画の変更が法施行規則第11条の規定に基づき、 再計算によって基準適合が明らかな変更(計画の根本的な変更を除く。)に該当して いることを証する書面「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 11条の規定による軽微変更該当証明書(別記様式第2号)」の交付を登録省エネ判 定機関に求め、当該軽微変更該当証明書若しくはその写しを軽微変更該当説明書に添 付するものとする。

第2節 一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能の確保に関するその 他の措置

(届出等)

- 第5条 法第19条第1項第1号及び第2号の規定に基づく届出を行おうとする建築 主(以下この節において「届出者」という。)は、法第19条前段又は同法附則第3 条第2項前段に規定する「届出書(規則様式22)」を市長に提出するものとする。
- 2 届出者は、前項の場合において、計画を変更しようとする場合は、法第19条後段 又は同法附則第3条第2項後段に規定する「変更届出書(規則様式23)」を市長に 提出するものとする。
- 3 市長は、前2項の場合において、審査が終了した場合は、届出者へ「届出書(通知書)について(別記様式第3号)」を添付し副本を返却しなければならない。
- 4 市長は、法第19条第2項の規定に基づく指示をする場合は、届出者へ「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第2項の規定による指示書(別記様式第4号)」を交付しなければならない。

- 5 市長は、法第19条第3項の規定に基づく措置命令をする場合は、届出者へ「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第条第3項の規定による命令書(別記様式第5号)」を交付しなければならない。
- 6 法第20条第2項の規定に基づく通知を行おうとする国等の機関の長等(以下この 節において「通知者」という。)は、「通知書(規則様式24)」又は「変更通知書(規 則様式25)」を市長に提出するものとする。
- 7 市長は、前項の場合において、第3項の規定を準用する。この場合において、「届 出」を「通知」と読み替えるものとする。
- 8 市長は、法第20条第3項の規定に基づく協議をする場合は、通知者へ「建築物の エネルギー消費性能の向上に関する法律第20条第3項の規定による協議書(別記様 式第6号)」を交付しなければならない。

(届出等に必要な図書)

- 第6条 届出者及び通知者は、法施行規則第12条に規定する図書のほか、次の各号に 定める図書を提出するものとする。なお、第2号及び第3号に規定した図書を添付す る場合、各種計算書等の添付を要さない。
- (1)代理者によって確認の申請を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類(以下「委任状」という。)
- (2)住宅の品質の確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項 に規定する住宅性能評価書(戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準 (平成13年国土交通省告示第1346号)に規定する断熱等性能等級が等級4であ り、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級4又は5であるものに限る。)
- (3) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度 に基づく評価書(建築物全体を評価しているものであって、一次エネルギー消費量基 準に適合しているものに限る。また、住宅にあっては、これに加えて、外皮基準に適 合(共同住宅にあっては、各住戸が外皮基準に適合)しているものに限る。)

第3章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等 (認定基準)

第7条 建築物エネルギー消費性能向上計画は、法第35条第1項各号に規定する認定基準に適合するものとする。

(事前審査)

- 第8条 計画認定申請を行おうとする建築主(以下この章において「申請者」という。)は、市長に法第34条第1項の規定に基づく認定申請書を提出する前に、住宅の用途に供する建築物である場合は、住宅の品質確保の促進に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関に建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査(以下「評価機関審査」という。)を依頼し、住宅以外の用途に供する建築物である場合は、登録省エネ判定機関による技術的審査(以下「判定機関審査」という。)を依頼し、「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証(別記様式第7号。以下「適合証」という。)」の交付を受けるものとする。
- 2 適合証は、法第35条第1項第1号及び第2号に定める認定基準について、次の 各号に掲げる認定基準の区分の全てに適合することを証したものであること。
- (1) 外皮性能の基準
- (2) 一次エネルギー消費量の基準
- (3) その他の建築物エネルギー消費性能の向上に資する措置に関する基準

(認定申請)

- 第9条 申請者は、法第34条第1項に規定する認定の申請をするときは、法律施行 規則第23条に規定する申請書を市長に提出するものとする。
- 2 前項の申請に併せて法第35条第2項の申出を行おうとする場合には、申請者は 前項の認定に必要な図書に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を 添えて、市長に提出するものとする。
- 3 前項の申出に建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準(第20条第1項第2号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分のうち確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。)又は特定増改築構造計算基準(確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。)に適合するかどうかを、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が第6条第4項に規定する審査をする場合には、当該審査を受けるものとする。

(認定申請に必要な図書)

第10条 申請者は、法施行規則第23条に定める図書のほか、次の各号に定める図書を提出するものとする。

- (1) 第8条に規定する適合証
- (2) 代理者によって認定の申請を行う場合にあっては、委任状 (認定の通知)
- 第11条 市長は、計画の認定をしたときは、法施行規則第25条第1項の規定により、申請者へ「建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書(規則様式34)」を交付しなければならない。

(計画の変更申請)

- 第12条 申請者は、法第36条に規定する変更の認定の申請をするときは、法施行 規則第27条に規定する変更認定申請書を市長に提出するものとする。
- 2 前項の規定は、前2条の規定を準用する。

(計画の変更認定の通知)

第13条 市長は、前条の規定に基づき変更した計画の認定をするときは、法施行規則第28条第1項の規定により、申請者へ「建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定通知書(規則様式36)」を交付しなければならない。

(取下げ届)

第14条 申請者は、認定を受ける前に申請を取下げるときは、「取下げ届(別記様 式第8号)」を市長に提出するものとする。

(取りやめ届)

第15条 計画の認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、認定建築物工 ネルギー消費性能向上計画(以下「認定計画」という。)の建築を取りやめるとき は、「認定計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の届出書(別記様式第9号)」 に認定通知書を添えて、市長に提出するものとする。

(完了の報告等)

- 第16条 認定建築主は、認定計画の建築物の建築工事が完了したときは、認定計画に従って建築工事が行われた旨を建築士に確認させ、速やかに、「認定計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書(別記様式第10号)」を市長に提出するものとする。
- 2 法第37条の規定により市長から報告を求められた認定建築主は、「認定建築物

エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の状況報告書(別記様式第11号)」を市長に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第17条 市長は、認定計画に係る認定及び変更の認定の申請について、計画の認定 をしない場合は、「認定しない旨の通知書(別記様式12)」を申請者に送付するも のとする。

(改善命令)

第18条 市長は、法第38条の規定による改善命令は、「改善命令書(別記様式第 13号)」により行うものとする。

(認定の取消し)

第19条 市長は、法第39条の規定による認定の取消しは、「認定取消通知書(別 記様式第14号)」により行うものとする。

(譲渡人決定の届出)

第20条 認定建築主が計画に基づく建築物又は住戸を譲渡人に譲り渡した場合、認定建築主又は譲受人は、単独で又は共同して当該建築物又は住戸の名義を変更した旨を「名義変更届出書(別記様式第15号)」により市長に届け出ることとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

- 第21条 法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築において、市建築主事から建築基準法第7条第5項又は同法第18条第18項の規定による検査済証の交付を受けようとする認定建築主は、その計画の変更が法施行規則第26条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請するときは、「軽微変更該当証明申請書(別記様式第16号)」を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前条の証明をするときは、認定建築主へ「建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律施行規則第29条の規定による軽微変更該当証明書(別記様式第1 7号)」を交付しなければならない。

第4章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等

(認定基準)

第22条 建築物のエネルギー消費性能に係る認定において、法第2条第1項第3号 に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとする。

(事前審査)

- 第23条 法第41条第1項に規定する認定を受けようとする建築物の所有者(以下この章において「申請者」という。)は、市長に同項の規定に基づく申請書を提出する前に、住宅の用途に供する建築物である場合は、評価機関審査を依頼し、住宅以外の用途に供する建築物である場合は、判定機関審査を依頼し、「建築物のエネルギー消費性能に係る認定における技術的審査適合証(別記様式第18号。以下「認定表示適合証」という。)」の交付を受けるものとする。
- 2 前項に定める認定表示適合証は、法第2条第1項第3号に定める基準について、 次の各号に掲げる基準の区分の全てに適合することを証したものであること。
- (1) 外皮性能の基準
- (2) 一次エネルギー消費量の基準
- (3) その他のエネルギー消費性能に係る認定に資する措置に関する基準

(認定申請)

第24条 申請者は、法第41条第1項に規定する認定の申請をするときは、法施行 規則第30条に規定する認定申請書を市長に提出するものとする。

(認定申請に必要な図書)

- 第25条 申請者は、法施行規則第30条に定める図書のほか、次の各号に定める図書を提出するものとする。
 - (1) 第23条第1項に規定する認定表示適合証
 - (2) 代理者によって認定の申請を行う場合にあっては、委任状

(認定の通知)

第26条 市長は、計画の認定をしたときは、法施行規則第31条第1項の規定により、申請者へ「建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書(規則様式38)」を交付しなければならない。

(取下げ届)

第27条 申請者は、認定を受ける前に申請を取下げるときは、「取下げ届(別記様 式第8号)」を市長に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第28条 市長は、認定申請の認定をしない場合は、「認定しない旨の通知書(別記様式第19号)」により申請者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第29条 市長は、法第42条の規定による認定の取消しは、「認定取消通知書(別記様式第20号)」により行うものとする。

(譲渡人決定の届出)

第30条 申請者が計画に基づく建築物を譲渡人に譲り渡した場合、認定建築主又は 譲受人は、単独で又は共同して当該建築物の名義を変更した旨を「名義変更届出書 (別記様式第15号)」により市長に届け出ることとする。

第5章 その他

(その他)

第31条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成29年告示第64号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年告示第66号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年告示第175号)

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(第一面)

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

年 月 日

登別市建築主事 様

申請者氏名又は名称

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能に関する法律施行規則第3条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称
(2) 建築物等の所在地
(3)省エネ適合判定年月日・番号
(4)変更の内容
□A 省エネ性能が向上する変更
□B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更
□C 再計算によって基準適合が明らかな変更(計画の抜本的な変更を除く)
(5) 備考
(注意)

- 1. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。
- 2. (4)変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に 必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合 には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。

【A 省エネ性能が向上する変更】

・変更内容は、□チェックに該当する事項となる
□ ①建築物高さもしくは外周長の減少
□ ②外壁、屋根もしくは外気に接する床の面積の減少
□ ③空調負荷の軽減となる外皮性能の変更
□ ④設備機器の効率向上・損失低下となる変更
□ ⑤設備機器の制御方法の効率向上・損失低下となる変更
□ ⑥エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設、増設
□ その他 ()
・上記□チェックについて具体的な変更の記載欄
- ・添付図書等
加门囚目 4
(注意)変更内容は、該当するものすべてにチェックすることとし、チェックをした事項については、
日休的か変更内容を記載した上で 変更内容を示す図書を添付してください

(第三面)

【B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更】

・変更前のBEI= () < 0. 9
・変更となる設備の概要
□ 空気調和設備
変更内容記入欄
□ 機械換気設備
変更内容記入欄
□ 照明設備
変更内容記入欄
□ 給湯設備
変更内容記入欄
□ 太陽光発電
変更内容記入欄
・添付図書等
,你们囚事主
(注意)変更となる設備は、該当するものすべてにチェックすることとし、チェックをした設備につ
いては、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添
付してください。

【空気調和設備関係】

次に掲げる(い)、(ろ)のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上す
る変更」である変更。
(い) 外壁の平均熱貫流率について5%を越えない増加 かつ窓の平均熱貫流率について5%を超
えない増加
外壁の平均熱貫流率について5%を越えない増加の確認
変更内容 □ 断熱材種類 □ 断熱材厚み
変更する方位 □ 全方位 □ 一部方位のみ(方位)
変更前・変更後の平均熱貫流率
変更前() 変更後(
窓の平均熱貫流率について5%を越えない増加の確認
変更内容 □ ガラス種類 □ ブラインドの有無
変更する方位 □ 全方位 □ 一部方位のみ(方位)
変更前・変更後の平均熱貫流率
変更前() 変更後(
(ろ) 熱源機器の平均効率について10%を超えない増加
平均熱源効率(冷房平均COP)
変更内容 □ 機器の仕様変更 □ 台数の増減
変更前・変更後の平均熱源効率
変更前() 変更後() 減少率() %
平均熱源効率(暖房平均COP)
変更内容 □ 機器の仕様変更 □ 台数の増減
変更前・変更後の平均熱源効率
変更前() 変更後() 減少率() %

【機械換気設備関係】

	シバがによる五	ユマノハ	月述世に、	つさ、火	仁怕	ける (い)	、(ク)	のいすれ	かれた談当	áし、これり	く外につ
いては	「変更なし」か	7 【标	生能が向し	上する変	更」	である変	更。				
(V)	送風機の電動機	と 出力	りについ	て10%を	超え	ない増加					
室月	用途()									
変更	更内容		機器の何	士様変更		□ 台数(の増減				
変更	更前・変更後の)送風	風機の電真	動機出力							
変更	更前()	変更後	()	増加率	() %			
室月	用途()									
変更	更内容		機器の位	士様変更		□ 台数(の増減				
नोट न	五 公 本五次 4	\ \\	7 WW A ##=	41.146.11.44							
炎!	更前・変更後の	ノ达度	以機の電	助機出力							
))	u機の電点 変更後			増加率	() %			
変更)	変更後	()				「厨房」	である場合	つみ)
変 (ろ) 言	更前() して	変更後	()				「厨房」	である場合	つか)
変 (ろ) 室	更前(計算対象床面積) 漬(こ~	変更後 ついて 5 °	()				「厨房」	である場合	つみ)
変 (ろ) 室 変 変	更前(計算対象床面積 用途(駐車場) 漬(こ~	変更後 ついて 5 °	(%を超え)	増加(室)	用途が		「厨房」	である場合	·のみ)
変 (ろ) 室 変 変 変	更前(計算対象床面積 用途(駐車場 更前・変更後の) 漬にご 湯) 床面)	変更後 ついて 5 ° 面積	(%を超え) ない	増加(室)	用途が	「駐車場」	「厨房」	である場合	・のみ)
変! (ろ)言 室! 変! 変! 変!	更前(計算対象床面積 用途(駐車場 更前・変更後の 更前() 漬にご 湯) 床面)	変更後 ついて 5 ° 面積 変更後	(%を超え) ない	増加(室)	用途が	「駐車場」	「厨房」	である場合	^のみ)

【照明設備関係】	
評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる(い)に該当し、これ以外については「変更なし	-]
か「性能が向上する変更」である変更。	
(い)単位面積あたりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加	
室用途(
変更内容 □ 機器の仕様変更 □ 台数の増減	
変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力	
変更前() 変更後(
室用途(
変更内容 □ 機器の仕様変更 □ 台数の増減	
変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力	
変更前(
室用途(
変更内容 □ 機器の仕様変更 □ 台数の増減	
変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力	
変更前() 変更後(
室用途(
変更内容 □ 機器の仕様変更 □ 台数の増減	
変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力	
変更前(

【給湯設備関係】

評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる(い)に該当し、これ以外については「変更	
なし」か「性能が向上する変更」である変更。	
(い)給湯機器の平均効率について10%を超えない低下	
湯の使用用途()	
変更内容 □ 機器の仕様変更 □ 台数の増減	
変更前・変更後の平均効率	
変更前() 変更後() 減少率() %	
湯の使用用途()	
変更内容 □ 機器の仕様変更 □ 台数の増減	
変更前・変更後の平均効率	
変更前() 変更後() 減少率() %	
湯の使用用途()	
変更内容 □ 機器の仕様変更 □ 台数の増減	
変更前・変更後の平均効率	
変更前 (変更後 (減少率 () %	

【太陽光発電関係】

│ 下表に掲げる(い)、(ろ) のいずれかに診	該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上
する変更」である変更。	
(い) 太陽電池アレイのシステム容量につい	いて2%を超えない減少
変更前・変更後の太陽電池アレイのシス	ステム容量
変更前 システム容量の合計値()
変更後 システム容量の合計値()
変更前・変更後のシステム容量減少率	() %
(ろ)パネル方位角について30度を超えない	い変更かつ傾斜角について10度を超えない変更
パネル番号(
パネル方位角 □30度を越えない変更	() 度変更
パネル傾斜角 □10度を越えない変更	() 度変更
パネル番号(
パネル方位角 □30度を越えない変更	() 度変更
パネル傾斜角 □10度を越えない変更	()度変更

別記様式第2号(第4条第2項関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による 軽微変更該当証明書

(依頼者の氏名又は名称) 様

(登録住宅性能評価機関等名)

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に係る部分に限る。)の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

1 申請年月日

年 月 日

- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

設計内容説明書 (モデル建物法)

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者等氏名	

【設計内容】

確認	確認	設計内容説明欄			
事項	項目	項目	設計内容	記載図書	確認欄
建築	建築物	用途	□非住宅 □非住宅複合建築物	口出力シート	□適
物の	に関す		□非住宅・住宅複合建築物	□概要書	□否
概要	る事項		・住宅用途面積 () m ²	□面積表	
		地域の区	建設地の地域の区分()地域		
		分			
		階数	・地上()階、地下()階		
		床面積	・判定対象計算部分の床面積()		
			m²		
	計算条	適用モデ	□単一モデル建物の適用		
	件	ル建物	□複数モデル建物の適用()用途		
外皮	外壁等	計算手法	□断熱材種別の選択による入力	□出力シート	□適
の概	の性能	等	□断熱材の性能及び厚さによる入力	□仕様表	□否
要			□層構成に応じた計算による入力	□集計表	
	窓の性	計算手法	□建具、ガラス種別の選択による入力	口出力シート	□適
	能	等	□建具種別、ガラス性能値による入力	□仕様書	□否
			□窓の性能値による入力	□集計表	
設備	各設備	対象の有	・計算対象空調設備の有無 □有 □	口出力シート	□適
の概	の仕様	無	無	□機器書	□否
要	等		・計算対象換気設備の有無 口有 口無	□集計表	
			・計算対象照明設備の有無 □有 □無		
			・計算対象給湯設備の有無 □有 □無		
			・計算対象昇降機の有無 口有 口無		
		太陽光発	・太陽光発電の有無 口有 口無	□出力シート	□適
		電	有りの場合 □全量自家発電 □売電	□設備図	□否
			有り		
			年間日射地域区分()区分		
結果	適否等	一次エネ	・一次エネ基準への適合	ロ出力シート	□適
			□適合(BEIm:) □不適合		□否

第号年月日

様

登別市都市整備部

届出書(通知書) について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(第19条第1項又は同法附則第3条第2項、第20条第2項)の規定による届出書(通知書)を受付しましたので、副本をお返しします。

記

1 届出(通知)年月日

年 月 日

- 2 建築(築造)場所
- 3 建築物の名称(仮称)
- 4 用途

別記様式第4号(第5条第4項関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第2項の規定による

指示書

 第
 号

 年
 月

 日

様

登別市長

囙

下記による届出に係る計画は、建築物のエネルギー消費性能基準に適合せず、下記の理由により当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認められますので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第2項の規定により下記のとおり指示します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、 登別市長に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算し て3か月以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなりま す。)。

また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、登別市を被告として(訴訟において登別市を代表する者は登別市長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

- 1 届出年月日 年 月 日
- 2 建築(築造)場所
- 3 建築物の名称(仮称)
- 4 用途
- 5 指示事項
- 6 指示理由
- 7 報告期限 年 月 日

別記様式第5号(第5条第5項関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第3項の規定による 命令書

 第
 号

 年
 月

 日

様

登別市長

印

下記による届出に係る計画は、 年 月 日付け 第 号で建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第2項の規定に基づき、計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示しましたが、まだ、指示に対する報告がされておりません。下記のとおり指示に係る措置をとるべきことを命じます。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、登別市を被告として(訴訟において登別市を代表する者は登別市長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

- 1 届出年月日 年 月 日
- 2 建築(築造)場所
- 3 建築物の名称(仮称)
- 4 用途
- 5 指示事項
- 6 指示理由
- 7 是正期限 年 月 日

別記様式第6号(第5条第8項関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第20条第3項の規定による 協議書

 第
 号

 年
 月

 日

様

登別市長

印

下記による届出に係る計画は、建築物のエネルギー消費性能基準に適合せず、下記の理由により当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認められますので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第20条第3項の規定により下記のとおり協議します。

- 1 通知年月日 年 月 日
- 2 建築(築造)場所
- 3 建築物の名称(仮称)
- 4 用途
- 5 協議事項
- 6 協議理由
- 7 報告期限 年 月 日

1 建築物の位置

2 建築物の名称

3 建築物の用途

5 申請の別

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査

適合証

(依頼者の氏名又は名称) 様

(登録住宅性能評価機関等名) 印

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査業務規定に基づき、建築物のエネ ルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号から第3号の認定基準のうち、 第1号及び第2号の基準に適合していることを証します。

記

□一戸建ての住宅 □住宅以外の用途のみに供する建築物 □共同住宅等 □住宅及び住宅以外の両方の用途に供する建 築物 4 建築物の工事種別 □新築 □増築 □改築 □直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替 □空気調和設備等の設置 □空気調和設備等の改修

6 認定申請先の所管行政庁名 登別市

技術的審査依頼年月日	年	月 日
認定申請予定日	年	月 日
適合証交付年月日	年	月 日
適合証交付番号		
審查員氏名		_

□建築物全体 □住戸のみ □建築物全体と住戸の両方

取り下げ届

年 月 日

登別市長 様

届出者住所 氏名又は名称

	次の認定の申請を取り下げるので	、登別市建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要
綱	(第14条・第27条) の規定に基づ	き届け出ます。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 確認の特例の有無

(要綱第14条の場合、法第35条第2項に基づく申し出。 要綱第27条の場合、記載なし。)

有 無

- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 申請の別

□建築物全体 □住戸のみ □建築物全体と住戸の両方

5 取り下げ理由

※ 備 考 欄

(注意)1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

別記様式第9号(第15条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の届 出書

年 月 日

登別市長 様

認定建築主住所 氏名又は名称

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく次の建築物の建築を取りやめたいので、登別市建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱第15条の規定に基づき、認定通知書を添えて届け出ます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)番号 第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)年月日 年 月 日
- 3 確認の特例の有無(法第35条第2項に基づく申し出) 有 無 (確認年月日・番号
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定の別
 - □建築物全体 □住戸のみ □建築物全体と住戸の両方
- 6 認定建築主(計画の認定を受けた者)の氏名又は名称
- 7 取りやめの理由

*	備	考	欄
***	1)	45	小用

(注意)1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

別記様式第10号(第16条第1項関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の 報告書

年 月 日

)

登別市長 様

認定建築主住所 氏名又は名称

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了したので、登別市建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱第16条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)番号 第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)年月日 年 月 日
- 3 確認の特例の有無(法第35条第2項に基づく申し出) 有 無 (確認年月日・番号
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定の別

□建築物全体 □住戸のみ □建築物全体と住戸の両方

6 認定建築主

【氏名又は名称】

【住 所】

【電話番号】

7 建築工事完了年月日

年 月 日

8 工事施工者

【名称】

【建設業の許可番号】

【所在地】

【電話番号】

ことを確認した建築士等			
【資格】()建築士()登録第	号
【住 所】			
【氏 名】			
【建築士事務所名】() 建築士事務所	() 知事登録第	号
【所在地】			

9 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づき、建築物の建築工事が行われた

10 工事中の軽微な変更の内容

※ 備 考 欄

- (注意)1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 「10. 工事中の軽微な変更の内容」は別紙とすることができます。
 - 4 建築基準法第7条5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを添付してください。
 - 5 建築士法第20条第3項による工事監理報告書(写)及び軽微な変更があった場合にはその変更に係る図面を添付してください。
 - 6 認定建築主の電話番号は、工事完了後に連絡が可能となる電話番号を記載してください。

別記様式第11号(第16条第2項関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の状況報告書

年 月 日

登別市長 様

認定建築主住所 氏名又は名称

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定により、報告の求めのあった認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく次の建築物の新築等の状況について、登別市建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱第16条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)番号 第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)年月日 年 月 日
- 3 確認の特例の有無(法第35条第2項に基づく申し出) 有 無 (確認年月日・番号
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定の別

□建築物全体 □住戸のみ □建築物全体と住戸の両方

- 6 認定建築主(計画の認定を受けた者)の氏名又は名称
- 7 新築等の状況

*	備	考	欄
***	1)	45	小用

- (注意)1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

認定しない旨の通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

登別市長

印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、次の理由により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、登別市を被告として(訴訟において登別市を代表する者は登別市長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

記

1 申請年月日

年 月 日

- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 申請の別

□建築物全体 □住戸のみ □建築物全体と住戸の両方

5 理由

改善命令書

 第
 号

 年
 月

 日

様

登别市長

EΠ

次の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第38条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、登別市を被告として(訴訟において登別市を代表する者は登別市長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)番号 第 号
- 2 建建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)年月日 年 月 日
- 3 確認の特例の有無(法第35条第2項に基づく申し出)有 無 (確認年月日・番号)
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 申請の別

□建築物全体 □住戸のみ □建築物全体と住戸の両方

- 6 認定建築主の氏名又は名称
- 7 命ずる措置
- 8 改善の期限

年 月 日

認定取消通知書

第 号年 月 日

印

様

登別市長

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第39条の規定に基づき、次の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、その認定を取り消しましたので、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、登別市を被告として(訴訟において登別市を代表する者は登別市長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)番号 第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)年月日 年 月 日
- 3 確認の特例の有無(法第35条第2項に基づく申し出)有 無 (確認年月日・番号)
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 申請の別 □建築物全体 □住戸のみ □建築物全体と住戸の両方
- 6 認定建築主の氏名又は名称
- 7 理由

名義	変更届	出書		
登別市長様			年	月 日
認定建築				
	電話番号			
	氏名			
譲渡	人住所			
	電話番号			
	氏名			
次のとおり名義変更をしたので る要綱(第20条、第30条)の規定に		口ネ法に係る建築	物の措置	等に関す
建築位置				
認定年月日 認定番号				
名義変更年月日				
理由				
		\•/		
		※ 処 理 欄受 理 年 月	日	
		係員 ・ 職	氏名	

注 認定通知書を添付すること。

別記様式第16号(第21条第1項)

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

登別市長 様

提出者の住所又は 主たる事務所の所在地 提出者の氏名又は名称 代表者の氏名 設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第34条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が同規則第26条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書の記載の事項は事実に相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知書番号】

第 号

【適合判定通知書交付年月日】

年 月 日

【谪合判定诵知書交付者】

【建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更】

- (1) 工事の着手予定時期又は完了予定時期
 - ①工事着手予定年月日

 【変更前】
 年
 月
 日

 【変更後】
 年
 月
 日

②工事完了予定年月日

(2) 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更(同条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更であるものに限る。)

軽微変更該当聡明書番号欄					
	年	月	日		
第		号			
係員	į				

(注意) 第二面から第六面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 別記様式第三十三の第二面から第六面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてく ださい。 別記様式第17号(第21条第2項)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定による 軽微変更該当証明書

 第
 号

 年
 月

 日

建築主様

登別市長印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

1 申請年月日 年 月 日

- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要
- 4 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更
- (1) 工事の着手予定時期又は完了予定時期
 - ①工事着手予定年月日

 【変更前】
 年 月 日

 【変更後】
 年 月 日

②工事完了予定年月日

 【変更前】
 年 月 日

 【変更後】
 年 月 日

(2) 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー 消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変 更(同条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよ う申し出た場合には、建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する 場合を含む。)に規定する軽微な変更であるものに限る。)

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

別記様式第18号(第23条第1項関係)

建築物のエネルギー消費性能に係る認定における技術的審査

適合証

(依頼者の氏名又は名称) 様

(登録住宅性能評価機関等名)

建築物のエネルギー消費性能に係る認定における技術的審査業務規定に基づき、 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建 築物エネルギー消費性能基準に合していることを証します。

		記	
1	建築物の位置		
2	建築物の名称		
3	建築物の用途	□一戸建ての住宅 □共同住宅等	□住宅以外の用途のみに供する建築物 □住宅及び住宅以外の両方の用途に供す
			る建築物
4	建築物の工事種別		築 □改築 する屋根、壁又は床の修繕又は模様替
		, , , , , , , , , ,	等の設置 □空気調和設備等の改修
5	申請の別	□建築物全体	

6 認定申請先の所管行政庁名 登別市

技術的審査依頼年月日	年	月	日	
認定申請予	年	月	日	
定日	ı	/1	H	
適合証交付年	年	п	П	
月日	*	月	日	
適合証交付				
番 号				
審査員				
氏 名				

認定しない旨の通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

登別市長印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、次の理由により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第2項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、登別市を被告として(訴訟において登別市を代表する者は登別市長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

記

1 申請年月日

年 月 日

- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 申請の別□建築物全体
- 5 理由

認定取消通知書

第 号年 月 日

様

登別市長 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第42条の規定に基づき、次の建築物のエネルギー消費性能に係る認定について、その認定を取り消しましたので、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、登別市を被告として(訴訟において登別市を代表する者は登別市長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

- 1 基準適合認定建築物の認定番号第 号
- 2 基準適合認定建築物の認定年月日年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 申請の別□建築物全体
- 5 認定建築主の氏名又は名称
- 6 理由